

○厚生労働省告示第五百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品

（物品の名称及び形状）

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の名称及び形状は、次のとおりとする。

一	番号	名称	形状
		Chemical Ice Acid	植物片

二	Deep SEX NEW Edition	液体
三	DO AGNI (販売名がアグニ グリーンであるものを含む。)	植物片
四	EARTH SHAKER	植物片
五	EK AGNI (販売名がアグニ エクストラであるものを含む。)	植物片
六	Eve	植物片
七	Eve+	植物片
八	FEELING Flesh	植物片
九	Flash Blue	粉末
十	Gloria	植物片
十一	GREEN DRAGON	植物片
十二	ICE CREAM Paradise	植物片
十三	ICE CREAM SPIRAL	植物片
十四	Machine Head	粉末
十五	MAGIC USER	植物片
十六	Mimosa AROMA LIQUID (販売名がミモザであるものを含む。)	液体

十七	M i m o s a P O W D E R (販売名がミモザであるものを含む。)	粉末
十八	M i r a n d a	液体
十九	O l i v i a	植物片
二十	O r i g i n a l S p i c e D i a m o n d	粉末
二十一	S o l a r	植物片
二十二	S o l i d 1 6 (販売名がG T L e m o n H a z e S o l i dであるものを含む。)	粉末
二十三	S o l i d 1 6 (販売名がG T R u s h S o l i dであるものを含む。)	粉末
二十四	S t a c e y	植物片
二十五	U L T I M A T E M E G A R a d i o S t a r (販売名がM E G A R a d i o S t a rであるものを含む。)	粉末

(物品の包装)

2 前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備えて置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)